

令和6年8月

九尺排水機場の補修工事について（期間延長）

～農業振興地域からの除外制限について～

○九尺排水機場とは？

大雨の際に春日部市、松伏町の農地の湛水を防止するために、松伏町魚沼に平成3年度～平成11年度に排水路とあわせて建設されました。松伏町が所有し、春日部市と協力し管理を行っています。

○補修工事とは？

建設後、毎年度の点検や必要な修繕を行ってきましたが、約20年が経過し、大規模な補修が必要となりました。このため、補修工事を行います。

- ▷ 実施主体 埼玉県
- ▷ 工事期間 令和2年度～令和6年度（予定）

○農業振興地域からの除外制限とは？

九尺排水機場の受益地は、下図の範囲の農業振興地域内の農用地です。（ピンク色に着色された部分）

令和2年度から令和14年度（予定）は農用地区域からの除外が制限されます。（補管工事の開始から完了後8年間）

○対象となる区域



（所有地が対象区域かご不明な場合、地番で確認できますので、お問合せください）

○農業振興地域とは？

農業振興に必要な地域として、将来的にも田や畑といった農用地の土地利用を図る地域のことです。この地域内の農用地は、一般的に「青地」と呼ばれています。農業の生産性を向上する土地改良事業等の対象地になります。

○農業振興地域からの除外とは？

農用地（青地）を他の目的（分家住宅、農業用施設、店舗等の敷地、資材置場、駐車場など）に利用するために必要な手続きの一つです。

除外は、「農業振興地域の整備に関する法律」に規定する次の6つの要件を全て満たした場合に限ります。

6 要件

- ①除外の目的が必要かつ適当であり、農用地区域外の土地で代替できないこと
- ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③農地の集団化等に支障がないこと
- ④効率的かつ安定的な農業経営者の農用地の利用集積に支障がないこと
- ⑤農用地等の保全や必要な施設に支障がないこと
- ⑥土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること

※土地改良事業が実施された農地は、実施されていない農地と比較して、営農条件が優れるため、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、国はこのような農地を一定期間（8年間）農用地区域として確保することとしています。

※⑥の要件の始期は、土地改良事業等の実施が確定した時点から開始します。（令和6年3月国のガイドラインの改正による。）

※九尺排水機場の受益地は、予定通り令和6年度に補修工事が完了した場合、①～⑤の要件を満たした場合でも、令和2年度から令和14年度まで除外が制限されます。

なお、工事の期間は予定であり、延長される場合があります。